

表 広東省の中小企業知的財産権保護・利用促進に関する若干の政策措置の主な内容

	項目	主な内容
1	知的財産権紛争の解決効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営に重大な影響を与える案件を早期解決する「グリーンルート」を開設する。 ・知的財産権保護の需要が高い産業集積エリアなどに対し、「中山古鎮モデル」(注1)を普及させる。 ・ビッグデータ、AIなどを利用し権利侵害品データベースのスマート化を進める。 ・法執行のルール化を進める。
2	知的財産権侵害の処罰の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額は被侵害権利のイノベーション成果の市場価値を反映する。 ・重犯や悪意による権利侵害などに対する、賠償額を増加する。 ・知的財産権社会信用システム建設により、信用失墜懲戒システムを整備する。
3	知的財産権の海外での権利保護強化	<ul style="list-style-type: none"> ・海外知的財産権保護総合情報プラットフォームを設立する。 ・海外知的財産権保護促進会(連盟)の設立や、重点産業の海外知的財産権リスク支援金の設立を支援。 ・海外知的財産権法律データベースを構築。 ・重点輸出製品特許リスク分析を行う。
4	知的財産権担保融資の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の知的財産権担保商品開発を支援し、中小企業貸付の不良債権率の許容度を拡大する。 ・知的財産権担保融資リスク分担と保証システムを構築する。 ・知的財産権保険を推進する。 ・企業の知的財産権投融資プロジェクトデータベースと知的財産権市場価値評価システムを構築する。 ・特許権、商標権などの混合担保を推進する。
5	知的財産権取引の運営促進	<ul style="list-style-type: none"> ・省レベルの知的財産権取引運営公共プラットフォームの設立。 ・知的財産権取引運営機関が中小企業に対する信託、育成などのサービスを提供する。 ・「知的財産権取引オンラインスーパー」を設立する。
6	知的財産権創造・応用コストの低下	<ul style="list-style-type: none"> ・条件を満たした企業の研究開発費への税金について補助金を与える。 ・中小企業の特許権品質向上プロジェクトを推進する。 ・「科学技術イノベーションチケット」(注2)の適用範囲の拡大。 ・戦略的新興産業など重点分野の研究開発への参加促進。
7	知的財産権サービス能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・特許権の電子申請とネット上での費用支払い、商標登録申請受付窓口の増加。 ・特許審査員、商標審査員と中小企業によるイノベーションの連結システムの構築促進。 ・知的財産権公共サービスプラットフォームを設立。 ・重点産業特許情報データベースを構築。 ・商標ブランド育成指導ステーション
8	知的財産権人材育成の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の学校教育・職場教育の強化。 ・企業のトップ、管理、実務、イノベーションの各レベル人材への多層化・精緻化された訓練。 ・中小企業の知的財産権顧問、知的財産権管理人育成計画を実施。 ・知的財産権サービス人材育成計画の実施。

(注1) 広東省中山市古鎮の電飾関連の意匠権保護で採用された、権利授与、法執行などの期間を短縮する制度。

(注2) 条件を満たした中小企業の知的財産権に関する支出を助成するチケット。

(出所) 広東省の中小企業知的財産権保護・利用促進に関する若干の政策措置の主な内容